CSRと中小企業
― 非営利・協同・社会的企業と関連して ―

角　瀬　保　雄
法政大学名誉教授
非営利・協同総合研究所いのちとくらし 理事長

(1) はじめに

私は2003年３月、42年間勤務した法政大学を定年退職いたしました。それから第二の人生としてNPO法人「非営利・協同総合研究所　いのちとくらし」の理事長に就任し、今日に至っております。大学時代は主として営利企業の経営・会計の研究を専門にしておりましたが、90年代の初めより非営利・協同組織の研究の重要性を認識し、第二の研究分野とするようになりました。丁度、その頃より一般にも非営利・協同ということの重要性が広く認識され始め、協力を求められことが多くなりました。そしてNPOの仕事に関わるようになっています。

大阪は昔より商都といわれておりますが、近年は東京への一極集中化が進み、本社を東京に移す企業が増え、東京と比べると大阪は地盤沈下が著しいとみられています。東京はグローバル化のなかで多国籍企業の活動の中心になってきていますが、大阪では道修町の製薬企業が有名で、武田のような世界的なメーカーも存在しています。しかし大阪も東京も大企業だけで成り立っているのではなく数多くの中小企業が存在しており、まちの繁栄は中小企業の発展にかかっているといえます。

(2) 大企業の社会的無責任経営とCSR

今日、CSR（Corporate Social Responsibility)、「企業の社会的責任」およびSRI（Socially Responsible Investment)、「社会的責任投資」ということが社会の大きな関心の的となっております。

バブル崩壊は大企業、金融機関の社会的責任を明白にしました。三菱自動車の事故隠し、東電の原発事故隠し、定期検査に関するデータ改ざん、不二家の期限切れ材料使用、日本経団連会長企業のキヤノンの「偽装請負」、日興コーディアル証券の会計不正など企業の不祥事は枚挙にいとまがありません。そしてついには中央青山監査法人の不祥事という企業のお目付け役

の失敗がおこりました。こうして今日、日本においてもCSRが問われるようになっています。

CSRには、当初の企業の外からの規制によるものと、その後の企業の内部からの自発的な行動によるものとがあります。CSRの二面性といわれるものです。

企業の外からの規制には法的・公的規制によるものと、労働組合運動、消費者運動、株主運動（日本の株主オンブズマン）などの社会的圧力によって、市場における企業のあり方を正すものとがあります。かつてはCSRといえば、市場の外から企業に圧力をかけるスタイルが中心でしたが、90年代以降、CSR報告書に対する第三者評価やSRIにみられるように、投資や融資、取引や部品調達の基準にCSRが組み込まれるようになり、市場のメカニズムを通して企業行動を規制するスタイルが広まってきています。

こうしたなかで注目されるものに野村證券の事例があります。これは野村證券に勤務する女性たちが男性と比べて賃金・処遇面で大きな差別を受けているとして、その是正を求めた裁判が発端となったものです。11年間のたたかいの後、2004年10月15日に東京高裁で原告と会社が和解し、全面解決に至っております。まず最初、2002年２月、東京地裁が野村證券のコース別人事管理を、改正雇用機会均等法に違反すると判断し、慰謝料の支払を命じました。その後争いは東京高裁の場に移りますが、野村證券側は労働側と全面的に争う姿勢を示していました。しかし、2004年に入って大きな変化が起こりました。

野村證券の持株会社、野村ホールディングスが2004年３月に「野村證券グループ倫理規定」を制定、公表したのです。そのなかで「野村證券グループは、人権を尊重し、国籍、人種、民族、性別、年齢、宗教、信条、社会的身分、障害の有無等を理由とする差別やハラスメント（いやがらせ）を一切行わないものとする」と定めたのです。そして高裁での和解交渉となったのです。

こうした企業の姿勢の変化には何があったのでしょうか。これに先立つ2003年12月、イギリスのインデペンデント紙はスウェーデンの社会的責任投資分析会社GESインベストメント・サービスが野村證券の持株会社・野村ホールディングスを、女性差別を理由として投資不適格会社のブラックリストに入れて、GESの顧客に投資不適格企業であると勧告した、と報じました。野村は日本の証券業界のNo.1企業として、北欧でトップ、ヨーロッパでもトップスリーのうちの一つとされている投資サービス会社から投資不適格との烙印を押されることはなんとしても回避せざるをえなかったものといえます。

この事例は市場の機能により、CSRが企業の反社会的行為を是正する役割を果たしたものといえます。

今日、国際的なCSRの代表的なものとしては、国連のグローバル･コンパクト（世界的誓約）が知られております。1999年１月に開催された「世界経済会議」（ダボス）において国連のアナン事務総長（当時）は、「世界人権宣言」、ILOの「基本宣言」及び地球サミットの「環境宣言」を通じて国際的に広く認められた、人権、労働基準、地球環境保全に関する９つの原則に、腐

敗防止を加えた10原則を世界の民間企業が厳守すべきものとして提示し、これに応えた「グローバル・コンパクト（世界的誓約）」企業は、年に一回、その実施報告書を国連に提出し、国連もネット上で公表するとしています。2005年現在、日本企業39社を含む全世界2351社となっています。

ヨーロッパについてみますと、EUの欧州委員会はグリーン・ペーパーPromoting a European Framework for Corporate Social Responsibility「企業の社会的責任に関する欧州の枠組みを促進する」（2001年７月）の定義の特徴をみると、次のようにいわれています。

「企業の社会的責任とは、それに依拠して企業が自発的に社会的および環境上の関係事項を、自らの企業活動およびステークホルダーとの相互関係のなかに統合していく、という概念である。」

そして１年後には二百数十の団体・個人から出された意見を１冊にまとめるとともに、それをふまえた政策提言を「ホワイト・ペーパー」として出しております。そして2004年６月には具体的な政策実施への最終報告書を出しています。

こうした背景の下で、多国籍企業のダイムラークライスラーは労働組合との協約で、「企業の社会的責任原則」が、ドイツ国内の事業所に適用されるだけでなく、海外の事業所にも適用されるとしています。そして従業員代表委員会がCSRの実行をチェックしているということです。

日本においては、日本経団連が大企業の反社会的行為に対する批判への対応から、2004年に「企業行動憲章」（1991年）を改定し、CSRを取り入れた新しい憲章を打ち出しています。公正な競争を通じて利潤を追求するとともに、広く社会にとって有用な存在でなければならないと、大企業にとっての戦略的課題に位置づけています。

個別企業の実践としては、「企業行動規範」や「企業行動倫理」などを策定し、カネをかけたCSR報告書等を積極的に開示するようになってきています。環境報告書から社会・環境報告書となり、さらにはサステナビリテイ報告書へと展開しています。企業行動憲章の策定としては、健全な企業活動、顧客原点の行動、人間尊重、活力ある職場環境、環境との調和、社会との融合が重視されています。ここに持参しました東芝グループの『CSR報告書2005』でも東芝グループの行動基準と並んで、「国連グローバル・コンパクト」の10原則が強調されています。

一方、労働団体の側での対応をみると、連合は、そのシンクタンクの連合総研から『労働CSR―コミュニケーションの現状と課題―』（2007年４月）と題する研究を刊行しており、全労連は、「企業の社会的責任（CSR）についての見解」（2004年５月）を発表、企業の社会的責任は消費者、取引先、地域社会などへの対外的責任にとどまらず、雇用など企業内の労使関係にも関わるものとし、「労働のCSRは企業の自主性に委ねるだけでは不十分」として、「企業通信簿」運動を展開しています。

(3) CSRと中小企業

以上のようにCSRは、主要には多国籍企業、大企業について問題になっているものですが、中小企業も企業であるかぎり、「企業の社会的責任」の対象に含まれます。日本は中小企業の数が多く、社会的役割が大きいことで知られていますが、アメリカも決して例外ではなく、大企業も元はベンチャーなど中小企業から始まっています。また女性の起業化が注目されています。ヨーロッパ諸国でも、中小企業が企業の圧倒的多数を占めています。マイクロ企業（従業員０～９人）が企業数の約92％、小規模企業（10～49人）が７％、中規模企業（50～249人）が１％弱、大企業（250人以上）は、わずか0.2％すぎないといわれます。

こうした中小企業の存在の普遍性は、労働の社会的分業によってもたらされているものですが、日本では伝統的な下請け受注関係があり、特別に中小企業の役割が大きいとみることができます。したがって、中小企業を抜きにしては、CSRの意義も十分に実現しえないものといえます。しかし、現状では中小企業がCSRに取り組むのは親会社や取引先からの要請によるケースが多く、中小企業が独自に取り組むまでには至っていないといえます。その内容も「法令順守」などに絞られているといえます。したがって、中小企業のCSRは未開拓というのが現状です。しかし、現に社会的な問題を引き起こしている企業には、中小規模の企業も少なくなく、経営者の自覚と責任が問われます。

厚労省は、「労働におけるCSRのあり方に関する研究会～中間報告」（2004年６月）を発表し、「CSRの推進主体は企業であるといっても、中小企業については必ずしもCSRの取組みが進んでいるものではない。サプライチェーンや取引先企業にCSRの配慮を求めることを通じ、中小企業を含めて労働に関するCSRの取組みが行き届くことが期待される。」としています。

こうしたなかで、EUのグリーン・ペーパーでは、中小企業のCSRが次のように位置づけられているのが注目されます。

「CSRは主として一連の大企業や多国籍企業によって推進されているが、あらゆるタイプの企業とあらゆる企業セクターにおいて、中小企業から多国籍企業にいたるまで関係している。マイクロビジネスを含む中小企業へのその広い適用が中心的な重要性を持っているのは、それらが経済と雇用への最大の貢献者だからである。多くの中小企業はすでにコミュニティへの関与をつうじて社会的責任を引き受けているが、より一層の自覚とよき実践の普及への支持はCSRの促進を助けるであろう。労働者協同組合とその参加の枠組みならびに、その他の協同組合形態、共済組合と協同企業（associative enterprise）は他のステークホルダーの利害を構造的に統合しており、自ずから社会的ならびに市民的責任を引き受けている。」

一方、日本では民間の中小企業家同友会が2004年に公表した「中小企業憲章」（討議素案）では、社会的責任という視点が重視されているのが注目されます。

たとえば、「憲章」制定運動の意義･姿勢･方向のなかで、21世紀型企業ということをかかげ、

(1) お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、(2) 労使の信頼関係が確立され、志気の高い企業づくりをめざしますとするとともに、企業の社会的責任としては、「企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します」といい、「企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりにとりくみます」としています。

さらに具体的にみると、中小企業が自主的に経営し、自立的に発展できる存在であることを確信し、大企業にその責任を果たすことを要望するとともに、中小企業が消費者・国民の信頼を集め、社会の期待に応えるようになることを希望して、「憲章」の骨格としての様々な内容を提起しています。

たとえば、

① 女性の社会参加への中小企業の貢献

② 障害者雇用

③ 地域づくりなどで地域経済の主役となる

④ 食料自給率の改善への貢献

などです。

個々の会員企業と「憲章」運動との関係として、「自社の経営方針の中に、豊かな地域（業界）づくり構想と自社の果たす役割を明確にし、労使がともに自社と日本の未来に夢を描いていきたいものです。」としています。

以上、企業におけるCSRは、大企業での実践は進み、基準をクリアーしているところが増えてきてはいますが、中小企業では対応が困難で、企業規模による格差が生まれているものといわざるをえません。中小企業におけるCSRの前提条件として雇用・労働条件の水準の引き上げ、環境保全での役割、消費者への安心、安全な使用価値をもった商品の供給、地域社会（コミュニティ）の再生、まちづくりが重要になり、そのための基盤として持続可能な企業経営と安定した収益性の確保が必要になるものといえます。中小企業の特徴となっているオーナー所有企業のあり方、従業員・市民への経営内容の開示・監査の課題、親会社、大企業の責任と中小企業労使の自助努力などが求められます。

(4) 新自由主義経済から連帯経済へ

次に「**社会と市場と企業の関係**」についてですが、企業は社会の中の、市場の中の存在であるということになります。企業は真空の中で、単独に存在しているものではありません。まず市場の中における企業のあり方が重要になります。市場と企業との関係についてみると、アメリカ型の自由競争万能の、弱肉強食の市場原理主義、新自由主義の市場経済とヨーロッパ型の連帯経済、社会的市場経済といわれるものとの二つのものがあります。市場は重要ですが、万

能ではなく、公正競争というルールが守られなくてはならないといえます。大企業が中小企業を支配するようになると、市場に歪みが生まれることになります。そして反社会的な諸結果をもたらします。

また、アメリカ型の市場経済では市場が主で、市場が社会を従属させているのに対して、ヨーロッパ型の社会的市場経済は、社会が市場を包摂しているものと考えられます。企業が市場を、そして社会を支配するのではなく、社会が市場と企業を調整・制御することになっています。

企業そのものについてみても、世の中は営利企業ばかりではありません。ヨーロッパには古くから非営利のさまざまな経済組織が存在していました。それらは19世紀末のフランスでは**社会的経済**という概念でとらえられるようになっていました。しかし、20世紀に入るとともに、独占的な大企業が支配するようになって、非営利の経済組織は姿を消すようになりました。しかし、20世紀の後半から21世紀にかけて、社会の諸矛盾が激しくなると、再び非営利の経済組織が復活するようになり、フランス起源の社会的経済という概念が復活するようになっています。

今日のEUでは、人々の連帯経済を構成するものとして、協同組合＋共済＋アソシエイションの三つを合わせて社会的経済と呼んでいます。EUでは社会的経済が一つのセクターとして公に認知されるようになっています。協同組合と共済は協同と相互扶助の組織ですが、最後のアソシエイションというのはアメリカのNPO（Non-Profit-Organization）に当るものを指しております。それは長期失業者や高齢者、障害者、移民などの社会的弱者に対する社会的排除、地域社会の荒廃に対して、社会的包摂を目的とした重要な活動を行っています。

イタリアは協同組合の盛んな国ですが、組合員の共益を追求する協同組合のなかから、社会的目的を追求する社会的協同組合が生まれ、法的にも認知されています。同様なものがヨーロッパ各国に生まれ、今日、社会的企業（Social　Enterprise）という言葉で呼ばれるようになっています。いまや世界は営利企業だけでなく、社会的企業が並存する世の中になっているのです。

私の企業の概念には、営利企業だけでなく、非営利・協同組織のすべてが含まれることになります。営利目的の株式会社だけを企業とする通念では、現実に合わなくなっているのです。

一般に剰余の分配をもって営利の指標としておりますが、その前に営利は市場における取引関係から発生するものといえます。それに対して非営利は、市場とは無関係なものと考えられてきました。しかし今日では、非営利も市場と関わりをもつところが多くなってきています。市場と無関係でいることが出来なくなっています。ここから営利と非営利の接近という現象が生まれてきました。

イギリスでは営利目的の会社のほかに、コミュニティ利益会社（CIC：Community　Interest Company，2004）などの会社形態が生まれております。アメリカでも営利会社組織による多種

多様な社会的企業が活動しているといわれます。韓国では社会的企業法案の検討が進んでいます。日本では「非営利・協同」という言葉が以前から使われるようになってきていますが、最近では会社形態の下で社会的利益・公益を追求する企業も増えてきており、「非営利・協同・社会的企業」と呼ぶのが相応しくなってきています。私は営利もしくは非営利という形式的な区別よりも、社会的役割を重視したいと考えております。企業の営利活動を社会のためにどう生かすかが重要と思います。

社会的企業の概念については、世界的にも、またわが国においても確定したものはなく、国により、人によって様々な使い方がなされています。社会的企業を非営利・協同組織と重なり合うものとする人もいれば、社会的企業は非営利・協同組織だけでは包摂しきれない、独自性をもつものと考える人もおります。こうしたことは国によって社会的背景が異なっているところから生まれてくるものといえます。私は社会的企業に会社企業も含めて考えており、したがって、非営利・協同だけでは包含しきれないものがあると考えています。

営利企業が、営利を目的として市場で自立した経営を営むとともに、社会的責任をもった存在であるのと同様に、社会的企業も社会性と企業性との二重の性格をもった存在ということができます。

そのほか社会的企業のなかには、広義にとらえると、民間からの寄付や行政からの補助金で支えられているNPOと同じような性格のものもあります。それらは企業性において問題を抱えているといえますが、あえて概念を狭く規定するよりも、さまざまなものを広く包摂できるようにしておくことにも、それなりの意義があると考えています。

次に、企業の性格と規模との関係をみてみたいと思います。社会的企業のなかには、当初は営利企業として出発したものが、後に社会的企業に変化したものや、最初から社会的目的をもって設立されたものもあります。そして現実には営利企業と社会的企業の中間的な、経過的な性格を持ったものが多いものといえます。したがって、規模についても固定的なものではなく、流動的な、変化するものとして理解する必要があります。

「非営利・協同・社会的企業」は、現状では中小企業規模のところが圧倒的に多いといえますが、私は必ずしもそう限定する必要はないと考えております。私は以前、JAグループ（農協）をビッグビジネスとして捉えて、分析した本を書いたことがあります。大きいことは全ていいことだとはいえませんが、直ちに悪いこととともいえません。また反対のSmall is beautifulということについても、これを絶対的なものとすべきではないと考えています。

スペインの辺境バスク地方に、モンドラゴン協同組合というのがあります。世界的に有名な生産協同組合の複合体で、多くの国々から視察団が訪れていますが、私も過去２度ほど訪問したことがあります。いまやスペインの小売流通分野では、外資のカルフールを抑え、トップ企業となっています。南米やアジアなど海外への多国籍的展開をするまでにもなっています。大規模化に批判があるのは経営者が官僚化したり、管理能力がないのに大規模化し、不祥事を引

き起こす事例が多いからといえます。これは非営利・協同組織に限らず、営利企業でも同じことがいえます。

このところ日本の協同組合の法制度が次々と改正されています。つい先日、生協法の改正が行なわれました。戦後の生協法は事業範囲を都道府県内に限定する小規模な組織を念頭においておりましたが、グローバル化の今日、それでは現実に対応できなくなっています。そこで事業の範囲が広域化されるとともに、経営も大幅に自由化され、株式会社に接近することになりました。重要なことは大規模化に対応した民主的な管理運営の能力を発展させることができるかどうかということです。

次に「非営利・協同・社会的企業」を法人形態という点からみると、そこにはいろいろなものが存在しています。非営利組織の代表はNPOといえますが、その他に特別法で規定された公益法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人などがあります。

協同組織の代表的なものは協同組合ですが、農協、漁協、森林組合、生協などに分かれています。協同の力によって経済的事業を営み、組合員の利益、共益を図ろうとするものです。共済（mutual）は協同ということでは協同組合と似ていますが、相互扶助の組織ですから、生産、流通といった経済的事業を自ら営むというより、資金の運用に限定されます。本来、身近な仲間で構成された小規模なものから出発し、今日では、農協共済、生協共済、全労済など巨大な組織となっているものがあります。法制度の裏付けをもった制度共済、認可共済のほか自主共済、無認可共済となると数え切れないほどになります。

イギリスではいま、長期失業者や移民労働者、障害者など社会的排除された人々の雇用を目的とした社会的企業が増加中といわれます。昔、私がロンドンにいたとき、ホームレスの失業青年が『Big Issue』という雑誌を街頭で販売していました。彼らに仕事を提供するために、会社組織が利用されているということでした。

最近では日本でも東京や大阪の駅前で目にするようになりました。ホームレスはこれを90円で仕入れ、200円で販売することによって110円の資金をえるということです。雑誌の内容は大変まじめで立派なものです。かつて筑紫哲也さんなどがやっていた『週刊金曜日』という雑誌に近いものといえます。

この雑誌の発行元は大阪の北区堂島にある有限会社、つまり中小企業で、自らを社会的企業と自認しています。2003年９月の創刊以来、2006年の８月15日号まで約169万冊を売上げ、販売員の人々に１億8950万円の収入をもたらすことができたとのことです。しかし多額の累積赤字をかかえ、いま経営の再建に取り組んでいるようです。そのために「企業（団体）サポーター」や１口５万円からの「市民パトロン」、年間１口１万５千円の定期購読者を求めています。「企業（団体）サポーター」には株式会社からNPOまで様々な組織が関わっています。

(5) 医療法人制度の改革

ところで21世紀はどのような社会になるのでしょうか。これまでプラスイメージをもってきた産業はいずれもマイナスイメージをもった産業に転化しています。地球環境に大きな負荷を与え、人類の未来を危うくするものとみられているからです。それに代わって21世紀の産業にあげられているのは教育と医療・介護福祉です。世界の人口が爆発的に増大するとともに、平均年齢がどんどん長くなる長寿社会を迎えています。21世紀の成長産業は医療と教育であるといわれる由縁です。

医療産業には「伝統的医療産業複合体」として製薬産業と医療機器産業がありますが、さらにアメリカでは、「新医療産業複合体」として株式会社による大規模病院チェーン、ナーシングホーム、在宅ケアビジネスがあげられています。日本でも最近、大規模な病院やニチイ、コムスンなどの介護ビジネス、大資本による有料老人ホームが増加しています。こうしたなかで最近では保健・看護・福祉系大学の新設ブームが起こっています。看護系の大学も、最近では修士、博士課程の大学院が求められるようになっています。アメリカなどの先進国並みになってきたといえます。

昨年より政府は、大規模な医療制度の改革に乗り出しています。そのイデオロギー的な旗手になっているのが小泉内閣時代には規制改革・民間開放推進会議の委員であり、安部内閣の発足とともに経済財政諮問会議の民間議員となっている八代尚宏氏（国際基督教大学教授）です。氏が以前、日本経済研究センターの理事長時代にまとめた書物に『社会保障改革の経済学』（2003年）という書物があります。そこでは「年金・医療・介護等は、高齢化社会でニーズの高い成長分野であり、企業参入を通じた競争促進で、利用者主体の近代的な産業として発展する可能性が大きい。」「医療はすでに自動車に匹敵する三〇兆円のサービスを生産する産業である。しかし、これまで医療の非営利性を理由に、事業者間の競争は著しく制限されており、それが医療機関の近代化・効率化を妨げてきた。」「基礎的医療費は公的保険で確実に保障する一方、患者の選択する上乗せ医療は民間保険で賄う、公私の役割分担が望ましい」（５ページ）と述べています。医療保険の二階建て化であり、事実上の「混合医療化」であり、医療の「営利化」といえます。

そこで医療の公共性と提供体制が問題になります。今日世界の医療制度には三つのタイプのものがみられます。一つはアメリカ型で、公的医療保障は高齢者と貧困者の一部のみで、他は企業が入る民間の営利医療保険に依存しています。その結果、企業保険を受けられない無保険者は4500万人にも登っています。病院には株式を上場しているような大規模な病院チェーン、営利病院があるとともに、非営利病院が並存しています。

それに対置されるのがイギリスや北欧諸国の福祉国家型で、税金による国営医療、無料医療となっています。病院は公的病院となっていて、日本のような民間病院は例外的なものとなっ

ています。

一方、ドイツ、フランスなどの大陸ヨーロッパ諸国では社会保険による公私混合の医療が行われておりますが、必ずしも皆保険とはなっていません。日本は国民皆保険の社会保険医療で、一部公費も投入されており、独得な混合型になっています。しかし今、保険料を払えない人々は社会保険医療の外に放り出されており、現在大きな社会問題になっています。こうしたなかで近年、株式会社による民間医療保険、がん保険が進出し、保険金の未払いが大きな社会問題にもなっています。

医療法（第７条）ではすべての医療機関の非営利性が規定されております。しかし、わが国の医療機関の90％以上を占める中小の医療法人の実態は営利企業であり、株式会社病院を認めないのは矛盾しているという批判が提起されてきました。

2006年の医療制度の改革にあたって、「出資額限度医療法人」と「社会医療法人」という制度が新たに設けられることになりました。「出資額限度医療法人」というのは、解散時における残余財産の個人（出資者）への払戻しは出資額を限度とするというもので、社員への出資額に比例した利益の分配は認められなくなりました。剰余金はすべて医療に再投資されるものとして、解散時には国、地方公共団体などの公的機関や医療法人その他に帰属させなくてはならなくなりました。そして既存の「一人医療法人」の制度については、新規には認められないことになりました。こうして医療の非営利性が強められ、公共性、社会性が担保されることになったといえます。しかし問題は、これは新設の医療法人についてだけのことで、既存のものについては、これまで通り存続が認められるとなっています。後継者が後を継げば、いつまでも残ることになります。

「社会医療法人」というのはより大規模な病院を対象にしたもので、「住民にとって必要とされる公益性の高い医療」を実施するものとされています。具体的には社会性の高い「救急医療等確保事業に関わる業務を実施する」ものなどが予定されています。救急医療の危機が大きな社会問題になっている今日、意義のあるものといえますが、しかし、問題は民間の医療機関のなかからどれだけが新しい法人制度に移行するかが不確かな点があります。そこで考えられるのは、いま大きな赤字をかかえ、経営破綻に直面している公立病院の民営化、民間への売却の受け皿となるということです。

新しい「出資額限度医療法人」と「社会医療法人」は矛盾を内包しながらも、日本的な社会的企業となる可能性をもつものといえます。それは今後の推移のいかんにかかっています。

以上、「CSRと中小企業」というテーマについて、企業の社会性、公共性、営利性、非営利性という視点から検討してきました。そして最後に、わが国の医療制度改革と関連して医療法人制度の問題をとりあげてみました。私の話は概念論、制度論が中心で、実態の説明が十分ではありませんでしたが、その点は杉本先生が引き取って下さるということですので、大いに期待していただきたいと思います。これをもって私の話を終わらせていただきたいと思います。

参考文献

角瀬保雄『企業とは何か―企業統治と企業の社会的責任を考える―』学習の友社、2005年
谷本寛治［編著］『CSR経営』中央経済社、2004年
C・ボルザーガ／J・ドゥフルニ［編］内山哲朗ほか［訳］『社会的企業』日本経済評論社、2004年
原田勝広・塚本一郎［編著］『ボーダレス化するCSR』同文館出版、2006年
谷本寛治［編著］『ソーシャル・エンタープライズ』中央経済社、2006年
角瀬保雄・川口清史［共編著］『非営利・協同組織の経営』ミネルヴァ書房、1999年
角瀬保雄「わが国の医療制度と医療法人制度の改革」法政大学『経営志林』第43巻第４号、2007年１月
角瀬保雄「世界の製薬企業とファイザー」『経済』2007年５月